

狭山市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合い、継続して共同生活を送ることを約したお二人（双方又はいずれか一方が性的少数者である方）が、パートナーシップの宣誓を行ったことを市として証明することにより、だれもが人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生きられる社会の実現を目指す制度です。

狭山市

（2023.10月改訂）

目次

1. パートナーシップ宣誓制度とは	1
2. 宣誓することができる方	1
3. 宣誓に必要な書類	2
4. 宣誓の手続き	3
5. 宣誓証明書、宣誓証明カードの交付	4
6. 宣誓証明書、宣誓証明カードの再交付	5
7. 宣誓事項等の変更	5
8. 宣誓証明書、宣誓証明カードの返還	5
9. Q&A	5

1. パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束したお二人（双方又はいずれか一方が性的少数者である方）が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市は宣誓証明書と宣誓証明カードを交付する制度です。

また、パートナーシップ宣誓をする方に未成年のお子さんがある場合は、その方を合わせて記載することもできます。

この制度は、婚姻制度のような法律上の効果を生じるものではありませんが、宣誓されたお二人が互いに人生のパートナーとして自分らしく安心して暮らせるように市として応援するとともに、この制度を通じて市民のみなさんに性の多様性への理解を深めていただくことを目指すものです。

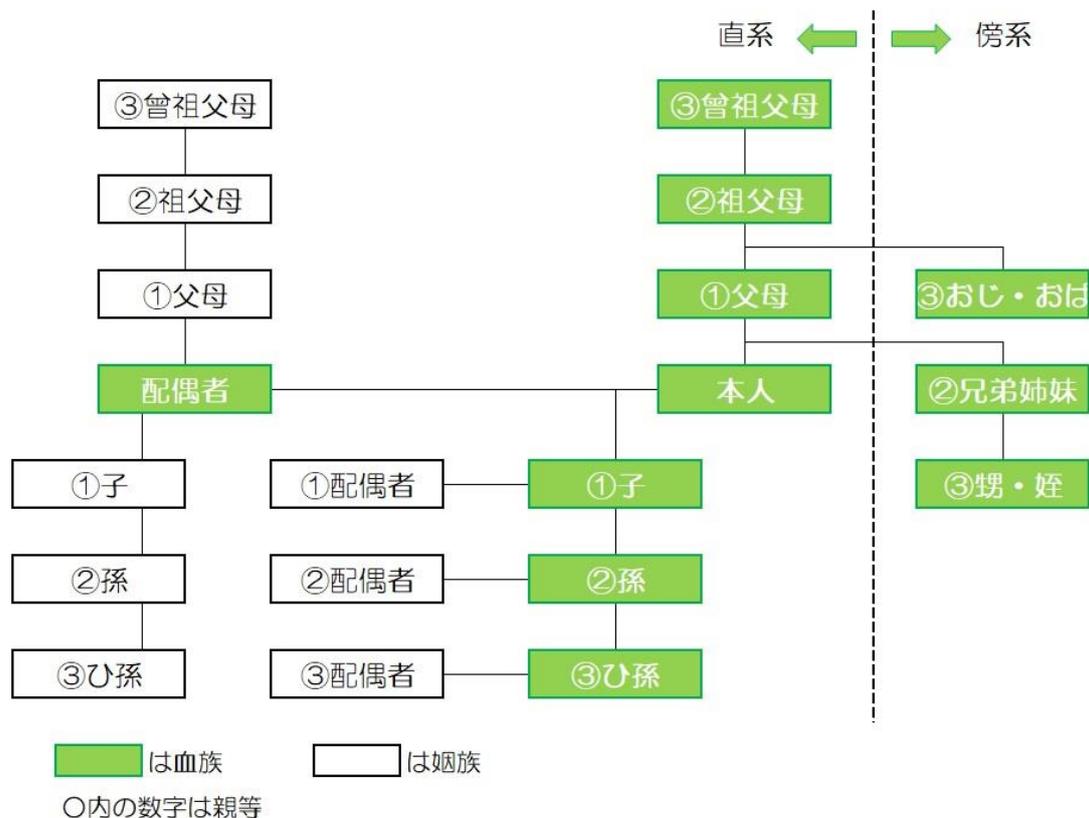
狭山市では、国際カミングアウトデー※に合わせて、令和3年10月11日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

※10月11日は国際カミングアウトデーです。性自認や性的指向を自分の意思で打ち明けた方々をお祝いする記念日です。

2. 宣誓することができる方

- (1) 双方が成年に達している
- (2) 住所について次のいずれかに該当する（同居を要件とはしません）
 - ア 双方が狭山市内に住所を有している
 - イ 一方が狭山市内に住所を有し、かつ、他の一方が狭山市内への転入を予定している
 - ウ 双方が狭山市内への転入を予定している
- (3) 双方に配偶者、事実上の婚姻関係にある方がいない
- (4) 双方に宣誓をしようとする相手方以外にパートナーシップにある方がいない
- (5) 宣誓をする方同士が、民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている方同士でないこと（宣誓をしようとする方同士が養子縁組をしている場合を除く。）

図 宣誓ができない関係（主な三親等内の親族図）



3. 宣誓に必要な書類

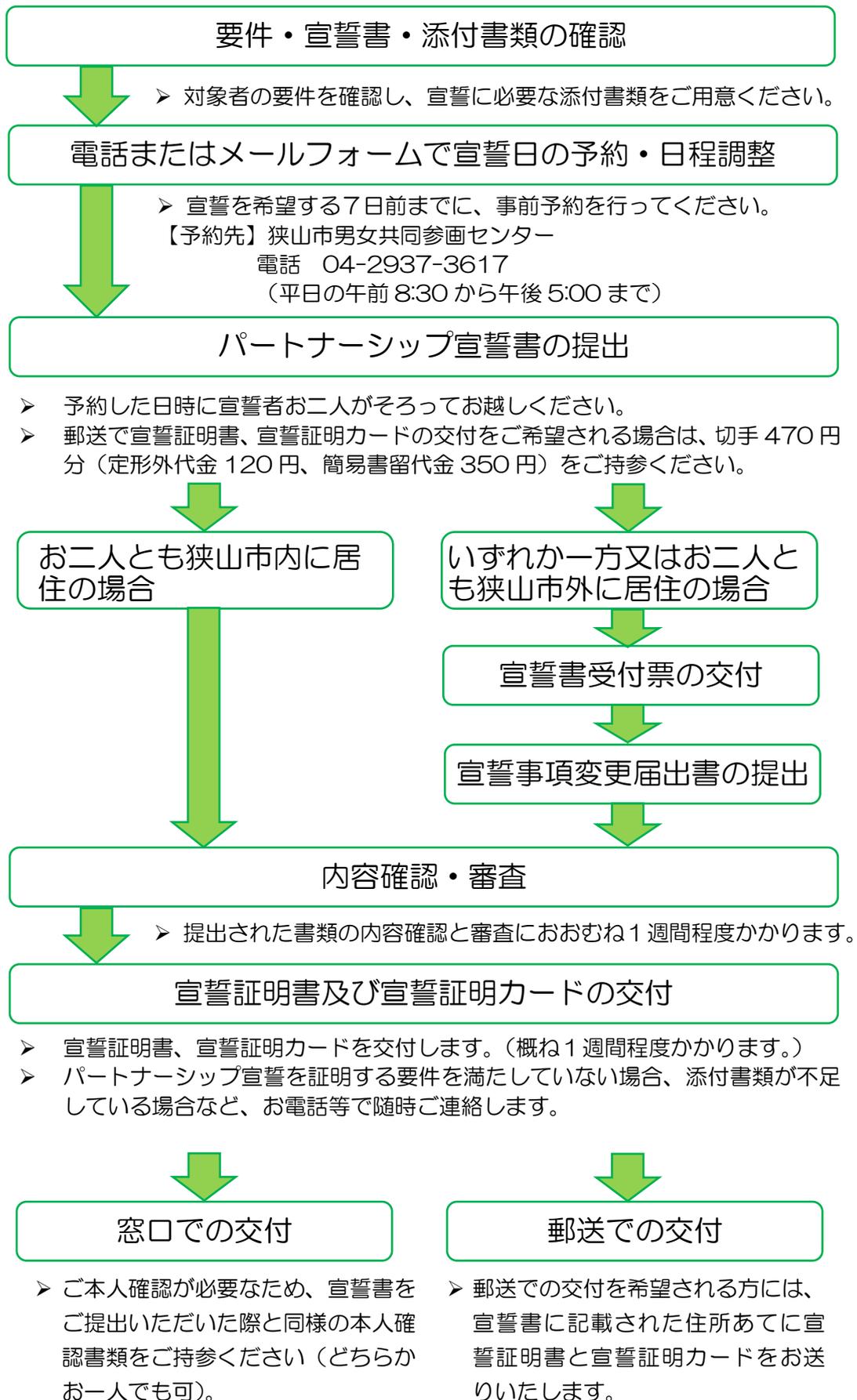
パートナーシップの宣誓を行う際には、次の書類が必要です。

- (1) パートナーシップ宣誓書
- (2) 住民票の写し
- (3) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
- (4) 本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など）

また、宣誓証明書、宣誓証明カードに子との関係性の記載を希望するときは、次の書類が必要です。

- (5) ファミリーシップ届出書
- (6) 子との関係性を確認できる書類
- (7) 子の年齢が確認できる書類
- (8) 同居の事実が確認できる書類

4. 宣誓の手続き



5. 宣誓証明書、宣誓証明カードの交付

要件を満たしている場合は、後日、宣誓証明書と宣誓証明カードが郵送か窓口で交付されます。（概ね1週間程度かかります。）

様式第2号（第6条関係）

第 号

狭山市パートナーシップ宣誓証明書

様 様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

ここに、お二人が狭山市パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
これからの人生をお互いに支えあい、歩まれるお二人のご多幸をご祈念いたします。

<ファミリーシップの子の氏名>

様 様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

宣誓日 年 月 日
交付日 年 月 日

狭山市長



狭山市 七夕の歌謡
ハッピー

狭山市パートナーシップ宣誓証明カード

狭山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

宣誓日 年 月 日 第 号
交付日 年 月 日

狭山市長 図



狭山市 七夕の歌謡
ハッピー

この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、相互に協力して継続的な共同生活を行うことを宣誓したことを証するものです。
法的な効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名（※通称名使用時）

様 様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

<特記事項>
ファミリーシップの子の氏名

様 様

(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

6. 宣誓証明書、宣誓証明カードの再交付

宣誓証明書、宣誓証明カードの紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、本人確認に必要な書類を持参し、「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

7. 宣誓事項等の変更

宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届出書」に、変更内容が確認できる書類を添えて届出をしてください。

8. 宣誓証明書、宣誓証明カードの返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出したときは、宣誓証明書と宣誓証明カードを市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届出書」を提出してください。

9. Q&A

Q1. パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか。

A1. 婚姻は法律に基づき行われるものであり、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。

一方、狭山市のパートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき独自に行うものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A2. 宣誓証明書や宣誓証明カードの交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓にあたって必要となる添付書類（住民票の写しや戸籍抄本など）の交付手数料は自己負担となります。

Q3. 狭山市に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A3. 狭山市のパートナーシップ制度は、市の要綱に基づき独自に行われるものであるため、お二人がともに狭山市に住んでいることが必要です。

ただし、狭山市に住んでいなくても、おおむね3か月以内に狭山市内に転居する予定であれば、宣誓書を提出することができます。この場合、狭山市内に転入したあと、パートナーシップ宣誓事項変更届出書を提出していただき、そのあとに宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。

Q4. 同居していないと宣誓することができませんか。

A4. お二人がともに狭山市内に居住、もしくは狭山市内に転居する予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q5. パートナーシップの宣誓は同性の二人しかできないのですか。

A5. 戸籍上の性別に関わらず、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者であるお二人がパートナーシップの宣誓をすることができます。

Q6. 養子縁組をしています、そのままパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A6. パートナーシップの関係にある方が養子縁組をしている場合は、養子縁組をしたままで宣誓をすることができます。

Q7. 宣誓証明書および宣誓証明カードはその場でもらえますか。

A7. 宣誓書及び添付書類に基づき、宣誓要件を満たしているかどうか審査するため、おおむね1週間程度お時間をいただいております。

Q8. 宣誓書と添付資料を郵送して、パートナーシップの宣誓をし、宣誓証明書と宣誓証明カードを交付してもらうことは可能ですか。

A8. パートナーシップの宣誓については、ご本人確認が必要なため、郵送での手続きは行っておりません。

一方、宣誓書を提出したあとの宣誓証明書と宣誓証明カードについては、郵送での交付も可能です。

また、交付後の宣誓証明書や宣誓証明カードの再交付や返還の手続きについては、事前予約の上、狭山市男女共同参画センターまでお越しく下さい。

Q9. 狭山市外に引っ越すときは、どのようにすればよいですか。

A9. 狭山市のパートナーシップ制度は、市の要綱に基づき独自に行われるものであるため、いずれか一方が狭山市外に引っ越すときは、返還届出書を提出するとともに、宣誓証明書および宣誓証明カードを返却してください。

ただし、狭山市と同様にパートナーシップ宣誓制度を制度化しており、狭山市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合には、返還届出書の提出は不要です。協定の締結をしている転出先の自治体での手続を行うことにより、転出先の宣誓証明書等の交付を受けることができます。

※ 狭山市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体及び手続の詳細については、狭山市男女共同参画センターにお問い合わせいただくか、狭山市の公式ホームページをご覧ください。

Q10. パートナーシップを解消したいときはどうすればいいですか。

A10. 返還届出書を提出するとともに、宣誓証明書および宣誓証明カードを返却してください。

Q11. 宣誓証明書および宣誓証明カードはどこで受け取ることができますか。

A11. 交付は狭山市市民交流センターの2階にある狭山市男女共同参画センターで行っております。

Q12. 宣誓証明書や宣誓証明カードはどのような使い道がありますか。

A12. パートナーシップ宣誓制度は法律上の権利や義務が発生するものではありませんが、宣誓した二人の関係性を記載した公的書類として、市役所での手続きや病院での手続き、携帯電話会社の家族割サービスなどで活用が期待されます。(これらは確約事項ではなく、病院や携帯電話会社などの判断に依存します。)

Q13. 通称を使用することはできますか。

A13. 宣誓証明カードの表面は通称のみでの表記が可能です。宣誓書、再交付申請書、宣誓事項変更届出書、返還届出書、宣誓継続申告書、宣誓継続確認書については、戸籍上の氏名と併記で記載していただくこととなります。いずれの場合も、日常生活において、その通称を使用していることが分かる書類(郵便物・社員証など)をご提示いただく必要があります。

Q14. 土日など、休みの日に宣誓をすることはできますか。

A14. 宣誓の受付は月～金曜日の午前8時30分から午後5時までとなります。なお、宣誓証明書および宣誓証明カードの交付は郵送によることも可能です（宣誓の際に切手470円分をご持参ください。）。

【問い合わせ先】

狭山市 市民部 市民相談課 男女共同参画センター

電 話 04-2937-3617

FAX 04-2937-3616

メール danjyo@city.sayama.saitama.jp